

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超える500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（Wi-Fiクリースタンス）

- 第6条** 本業務は、Wi-Fiクリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（1） ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

- 第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(W e b会議【発注者指定型】)

- 第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。
- 2 W e b会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(W e b検査【発注者指定型】)

- 第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。
- 2 W e b検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

- 第10条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

- 第11条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyouuu/>

(C I M活用業務【受注者希望型】)

第12条 本業務は、CIM (Construction Information Modeling, Management) を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshankata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(本業務の特記仕様事項)

第13条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(1) 業務目的

本業務は、平成30年度に実施した（主）日和佐小野線の道路構造物点検業務（二次点検結果）において、「異常あり」と判定された擁壁等についての修繕設計を行うものである。

(2) 業務位置

海部郡美波町日和佐浦～恵比須浜

(3) 業務項目及び数量

①一般構造物詳細設計

- 1) アンカー付場所打ち法枠 1式
- 2) L型擁壁 1式
- 3) 張コンクリート式擁壁 2箇所

②道路構造物補修設計

- 1) 補修箇所の確認調査
- 2) 拠壁工補修設計
- 3) BOXカルバート補修設計
- 4) 法枠工補修設計

③打合せ等

- 1) 打合せ 1業務
- 2) 関係機関打合せ協議 1式

(4) 業務内容

①一般構造物詳細設計

- 1) アンカー付場所打ち法枠

擁壁基礎部において斜面土砂流出により根入れ不足が生じている箇所について、アンカー付場所打ち法枠の設計を行う。

- 2) L型擁壁

擁壁基礎部等に変状がある箇所について、L型擁壁の設計を行う。

- 3) 張コンクリート式擁壁

ブロック積み等の変状に対し、既設の安定を補強する張コンクリートの設計を行う。

- ・設計計画

関係資料の収集・整理を行い、業務計画書の作成を行う。

- ・基本条件の確認

基本条件の確認を行う。

- ・設計図

工事の発注積算に必要な設計図面を作成する。

- ・数量計算

数量算出要領に従い、工種毎に数量計算を行う。

- ・照査

設計内容について、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

- ・報告書作成

設計業務の成果として、成果概要書他の取りまとめを行う。

②道路構造物補修設計

1) 補修箇所の確認調査

擁壁工・B O X カルバート・法枠工枠下及び枠内等の既設構造物について、補修設計に先立ち構造物各部の形状寸法や損傷状況を確認し、必要な調査を行う。

- ・現地調査

既存資料の収集・整理を行った後、現地の状況を把握（損傷・劣化の程度、現況交通状況、周辺環境状況、現地調査方法、施工ヤード等）するほか、数量表の記載事項を現地にて確認する。

- ・外観変状調査

既存資料と現地状況との整合性を確認し、損傷状況の傾向を把握する。

- ・形状寸法測定

補修設計に必要となる形状寸法については、既存図書で不明な箇所で計測可能な箇所の形状寸法を測定する。

- ・一般図作成

現地調査結果をもとに、一般図の作成を行う。

- ・損傷図作成

現地調査結果をもとに、損傷図の作成を行う。

- ・報告書作成

調査業務の成果として、現地調査、損傷状況などを報告書としてとりまとめる。

2) 擁壁工補修設計

既設擁壁工のひびわれ補修工、断面修復工、表面含浸工等の補修設計を行う。

- ・対策工法の検討

損傷に対して、損傷種類や損傷要因別に要因除去を含めた補修（補強）対策工法を検討する。

- ・設計図作成

補修（補強）工事の発注積算に必要な設計図面を作成する。

- ・数量計算

数量算出要領に従い、工種毎に数量計算を行う。

- ・照査

設計内容について、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

- ・報告書作成

設計業務の成果として、成果概要書他の取りまとめを行う。

3) B O X カルバート補修設計

B O X カルバートにおけるひびわれ補修工、断面修復工、表面含浸工等の補修設計を行う。

- ・対策工法の検討

損傷に対して、損傷種類や損傷要因別に要因除去を含めた補修（補強）対策工法を検討する。

- ・設計図作成

補修（補強）工事の発注積算に必要な設計図面を作成する。

- ・数量計算

数量算出要領に従い、工種毎に数量計算を行う。

- ・照査

設計内容について、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

- ・報告書作成

設計業務の成果として、成果概要書他の取りまとめを行う。

4) 法枠工補修設計

場所打ち法枠工の枠下及び枠内における空洞が生じている箇所の補修設計を行う。

- ・対策工法の検討

損傷に対して、損傷種類や損傷要因別に要因除去を含めた補修（補強）対策工法を検討する。

- ・設計図作成
補修（補強）工事の発注積算に必要な設計図面を作成する。
- ・数量計算
数量算出要領に従い、工種毎に数量計算を行う。
- ・照査
設計内容について、適切性及び整合性に着目し照査を行う。
- ・報告書作成
設計業務の成果として、成果概要書他の取りまとめを行う。

③打合せ等

- 1) 打合せ 1 業務
打合せ協議は3回以上を標準とし、初回と成果品納品時には管理技術者が立ち会うものとする。
- 2) 関係機関打合せ協議 1 式
調査設計に必要な関係機関との協議及び諸手続き、資料収集及び協議資料の作成等を行う。